

随意契約（相手方指定）調書

件名	収蔵品管理システムデータ移行業務委託契約	No.5200717
工（納）期	令和7年3月28日	
契約締結日	令和6年12月9日	
契約金額	742,500円（消費税込み）	

契約相手方	早稲田システム開発株式会社 (法人番号：2011101022310)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	収蔵品管理システムデータ移行業務委託契約
指名業者 (案)	名 称 早稲田システム開発株式会社 所在地 東京都新宿区高田馬場四丁目40番17号 代表者 代表取締役 内田 剛史
特命理由	本件は、荒川ふるさと文化館収蔵資料のデータ(画像データ・文書データ)を、新規に導入する収蔵品管理システムへ移行するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者の収蔵品管理システムは、荒川区が求める仕様を満たす同種サービスにおいて、最も安価である。 ② 当該システムは、ゆいの森あらかわ・文学館で令和5年3月より導入しているシステムであり、操作方法等において利便性が高く、履行状況も良好である。 ③ 上記業者はクラウド型収蔵品管理システムの事業者の中でも、特に導入実績が多く、都内だけでも50館以上、全国だと500館以上の博物館・図書館・美術館等の施設で導入されており、そのノウハウが蓄積されているため、確実な履行が期待できる。 ④ 本件は、荒川区が所有する収蔵品管理のデータを導入した当該システムへとデータ移行する作業であり、データ移行は、当該システムを構築した上記事業者以外の対応は困難である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)